

シンガポールにおける
企業技術革新スキーム
(Enterprise Innovation Scheme) の概要

(2023年12月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltd に作成委託し、2023 年 12 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび SCS Global Consulting(S) Pte Ltd は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび SCS Global Consulting(S) Pte Ltd が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail：SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. はじめに.....	1
2. 企業技術革新スキーム（EIS）制度の概要.....	1
(1) EIS の制度概要.....	1
(2) EIS 導入後の所得控除／税務上の減価償却.....	1
(3) 現金支給オプション.....	2
3. 各適格活動に関する制度の概要.....	2
(1) シンガポール国内で実施される適格研究開発.....	2
(2) 知的財産（IP）の登録.....	3
(3) 知的財産権（IPR）の取得およびライセンスング.....	3
(4) 適格研修.....	5
(5) 適格パートナー機関と共同で実施される適格イノベーション・プロジェクト.....	5
4. 参考.....	6

シンガポールにおける企業技術革新スキーム (Enterprise Innovation Scheme) の概要

1. はじめに

企業技術革新スキーム (Enterprise Innovation Scheme、以下「EIS」) は、企業の研究開発 (R&D)、イノベーション、能力開発活動を奨励するため、2023 年予算で導入された。

EIS は、研究開発、知的財産 (IP) の登録、知的財産権 (IPR) の取得・ライセンス、研修、ならびに特定のパートナー機関と共同で実施される適格イノベーションの五つのカテゴリーの適格活動を対象とする。EIS の導入により、各適格活動に関する適格支出の所得控除 (割増損金算入) / 税務上の減価償却費が最大 400% に拡張される。さらに、一定の事業者については、所得控除に代えて適格支出の 20% の現金支給オプションの選択も可能となる。EIS の適用期間は、賦課年度 (YA) 2024 から YA2028 までである。

2. 企業技術革新スキーム (EIS) 制度の概要

(1) EIS の制度概要

EIS の対象となる適格活動は、以下の五つのカテゴリーの活動とされている。

- ①シンガポール国内で実施される適格研究開発
- ②知的財産 (IP) の登録
- ③知的財産権 (IPR) の取得およびライセンス
- ④適格研修
- ⑤ポリテクニク、技術教育機関またはその他の適格パートナーと共同で実施される適格イノベーション・プロジェクト

(2) EIS 導入後の所得控除 / 税務上の減価償却

各適格活動に関する適格支出の上限は、上記の①～④の各適格活動についてはカテゴリーごとに YA あたり 40 万シンガポール・ドル (以下「S ドル」)、⑤の適格活動については YA あたり 5 万 S ドルとなり、各適格活動に対する適格支出の上限は YA 単位で適用され、YA をまたいで合算することはできない。

所得控除 (割増損金算入) / 税務上の減価償却費における適格支出にかかる控除率は最大 400% となり、EIS の下で認められる控除 / 償却、既存の所得税法で認められている基礎控除 / 償却 (100~250%) に上乗せして適用される。

なお、適格支出の全部または一部が政府からの助成金や補助金（助成金など）で賄われている場合、適格支出から助成金等を差し引いた残額が EIS による控除や現金支給の対象となる。

また、所得から控除しきれなかった額は、未使用の繰越欠損金またはキャピタルアローワンスとして扱われる。

(3) 現金支給オプション

所得控除に代えて、各 YA の五つのカテゴリーの適格活動の支出合計のうち 10 万 S ドルを上限として、20%の換金率で現金支給を選択することができる（すなわち、現金支給の上限は各 YA につき 2 万 S ドル）。ただし、現金支給の申請には最低 400 S ドルの支出が必要となる。

現金支給を選択できる事業者は、シンガポールで事業を営み、対象の YA の基準期間（事業年度）中に 6 カ月以上雇用されているフルタイムの現地従業員¹が 3 人以上いる事業者をいう。

なお、現金支給オプションは、小規模の成長企業に対してイノベーション活動の費用助成を支援するものであり、EIS による現金支給は非課税となり、使用目的は限定されない。

3. 各適格活動に関する制度の概要

(1) シンガポール国内で実施される適格研究開発

シンガポールで実施される適格研究開発に関する適格研究開発費について、従前は、適格研究開発費に対し所得税法第 14C 条による 100%の基礎控除に加え、適格研究開発費のうち人件費（役員報酬を除く）および消耗品費に対し所得税法第 14D 条による 150%の追加控除が認められており、合計 250%の所得控除が可能であった。

EIS の導入により、上記の 150%の追加控除の対象となる適格研究開発費に対し YA あたり 40 万 S ドルを上限として、さらに 150%の追加控除（強化控除）が認められることになり、合計 400%の所得控除に拡張された。40 万 S ドルを超える部分については、引き続き 250%の所得控除が適用される。なお、150%の追加控除に適用される既存の基準や条件が EIS による強化控除にも適用される。

なお、上記の対象となる適格研究開発とは、新たな知識の獲得、新たな製品・製法の開発、もしくは既存の製品・製法の改良を目的とする研究開発で、新規性または

¹ EIS の現金支給の目的上、フルタイムの現地従業員とは、シンガポール市民または永住権保持者で、月給総額が 1,400S ドル以上であり、雇用主との勤務契約上、週 35 時間以上の勤務が義務付けられている者を指す。原則として、同一期間中に 2 社以上の雇用主がいる場合はフルタイム現地従業員とはみなされない。

技術的リスクを伴い、科学技術分野において、体系的、調査的、かつ実験的な研究開発であるものと定義されており、日常的な試験や品質管理、データ収集、市場調査や販売促進といった活動は対象外となる。

従前 (YA2024 より前)	EIS 導入後 (YA2024～YA2028)
<ul style="list-style-type: none"> 適格研究開発費の 100%基礎控除 適格研究開発費（人件費・消耗品費）の 150%追加控除 	<ul style="list-style-type: none"> 適格研究開発費の 100%基礎控除 適格研究開発費（人件費・消耗品費）の 150%追加控除 <u>適格研究開発費（人件費・消耗品費）の 150%強化控除（40 万ドル上限）</u>

(2) 知的財産 (IP) の登録

特許、商標、意匠、植物品種（総称して、適格知的財産）の登録費用について、所得税法第 14A 条により、従前は、100%の基礎控除に加え、YA あたり 10 万 S ドルを上限として 100%の追加控除が認められ、合計 200%の所得控除が可能であった。10 万 S ドルを超える部分については、100%の基礎控除が適用された。

EIS の導入により、適格知的財産登録費用について YA あたり 40 万 S ドルを上限として 400%の所得控除（100%の基礎控除と 300%の強化控除）に拡張された。40 万 S ドルを超える部分については、引き続き 100%の基礎控除が適用される。

登録費用については、登録機関への出願費用などのオフィシャル費用および専門家報酬が対象となり、関連する知的財産の法的・経済的所有権がシンガポールの事業体に帰属する必要がある。

なお、適格知的財産登録費用について所得控除を申請した場合、対象の適格知的財産を最低 1 年間所有しなければならず、定められた期間を待たずに譲渡などを行った場合には減額された税額を返還する クローバック規定が適用される。

従前 (YA2024 より前)	EIS 導入後 (YA2024～YA2028)
<ul style="list-style-type: none"> 適格知的財産登録費用の 100%基礎控除 適格知的財産登録費用の 100%追加控除（10 万 S ドル上限） 	<ul style="list-style-type: none"> 適格知的財産登録費用の 100%基礎控除 <u>適格知的財産登録費用の 300%強化控除（40 万 S ドル上限）</u>

(3) 知的財産権 (IPR) の取得およびライセンス

事業に使用される適格知的財産権の取得に要した資本支出については、所得税法第 19B 条により、従前、その資本支出の 100%について税務上の減価償却 (Writing-Down Allowance) が認められていた（償却期間は選択により 5 年、10 年、15 年）。

EIS の導入により、適格知的財産権の取得に要した資本支出について、YA あたり 40 万 S ドルを上限として 400%の減価償却（100%の基礎償却と 300%の強化償却）が認められるようになり、40 万 S ドルを超える部分については 100%の基礎償却が適用される。

また、適格知的財産権のライセンスに要した費用で、事業で使用するために支出したものや、適格研究開発プロジェクトに使用されたものについては、所得税法第 14 条または第 14 条 C により 100%の基礎控除の対象となる。加えて、所得税法第 14U 条により、YA あたり 10 万 S ドルを上限として 100%の追加控除が認められ、合計 200%の所得控除が認められていた。10 万 S ドルを超える部分については 100%の基礎控除が適用される。

EIS の導入により、適格知的財産権のライセンスに要した費用について、YA あたり 40 万 S ドルを上限として 400%の所得控除（100%の基礎控除と 300%の強化控除）が認められるようになり、40 万 S ドルを超える部分については 100%の基礎控除が適用される。

なお、40 万 S ドルの支出上限は、各 YA について適格知的財産権の取得に要した資本支出とライセンスに要した費用との合計額に対して適用され、適格知的財産権の取得およびライセンスに関して受領した政府補助金や助成金を控除した支出額に基づいて計算される。

ただし、EIS による強化償却もしくは強化控除は、適用を受ける YA の基準期間（事業年度）において事業を営み、当該基準年度の収益が 5 億 S ドル未満の企業（もしくはグループ）にのみ対象となる。

また、EIS による強化償却もしくは強化控除の適用を受ける場合には、最低 1 年間、適格知的財産権を所有しなければならず、これを満たさない場合、クローバック規定が適用される。

従前 (YA2024 より前)	EIS 導入後 (YA2024～YA2028)
<p><u>知的財産権の取得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 適格知的財産権の取得支出の 100%基礎償却 	<p><u>知的財産権の取得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 適格知的財産権の取得支出の 100%基礎償却 適格知的財産権の取得支出の 300%強化償却 (40 万 S ドル上限)
<p><u>知的財産権のライセンス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 適格知的財産権のライセンスに要した費用の 100%基礎控除 適格知的財産権のライセンスに要した費用の 100%追加控除 (10 万 S ドル上限) 	<p><u>知的財産権のライセンス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 適格知的財産権のライセンスに要した費用の 100%基礎控除 適格知的財産権のライセンスに要した費用の 300%強化控除 (40 万 S ドル上限)

(4) 適格研修

従業員の企業研修や能力開発への投資を奨励するため、雇用主が支出する研修費用については、従前、所得税法第 14 条により支出額の 100%の所得控除が認められていた。

EIS の導入により既存の措置をさらに強化するため、各 YA の従業員が受講する適格研修に対し企業が支出した適格研修費用について、40 万 S ドルを上限として 400%の所得控除（100%の基礎控除と 300%の強化控除）を認める。40 万 S ドルを超える適格研修費用については 100%の基礎控除が適用される。

雇用主は、国民のキャリア開発促進を担う政府機関 SkillsFuture Singapore (SSG) による費用助成の対象となり、Skills Framework に沿ったコース²について発生した研修費用について強化控除を適用できる。

強化控除の対象となる適格研修費用は、雇用主が SSG に登録された研修プロバイダーに支出した研修費用、検定料ならびに認定料から、雇用主・従業員が研修に関して受領した政府補助金や助成金を控除した残額に基づいて計算される。

従前 (YA2024 より前)	EIS 導入後 (YA2024～YA2028)
・ 研修費用の 100%基礎控除	・ 研修費用の 100%基礎控除 ・ <u>研修費用の 300%強化控除 (40 万 S ドル上限)</u>

(5) 適格パートナー機関と共同で実施される適格イノベーション・プロジェクト

EIS の導入により、ポリテクニク、技術教育機関、その他の適格パートナー（総称して、パートナー機関³）が有するイノベーション能力の活用により、事業者のイノベーションを奨励するため、事業者がパートナー機関と共同で実施する適格イノベーション・プロジェクトに対して、YA ごとに発生する適格イノベーション費用について 5 万 S ドルを上限として 400%の所得控除を認める。

従前は、これらの支出は資本性の支出のため所得税法上は控除が認められておらず、また、プロジェクトが所得税法第 2 条に基づく研究開発の定義に該当しない場合には、所得税法第 14C 条に基づく控除も認められていなかった。

EIS による所得控除を受けるためには、事業者は適格イノベーション・プロジェクトにおいてパートナー機関と直接共同し、かつ、プロジェクトの受益者でなければならない。

² 対象となるコースは [SSG ウェブサイトの「Courses」](#) に掲載されている。

³ 現在の適格パートナー機関のリストは、[政府ビジネスポータルサイト「GoBusiness」の「Enterprise Innovation Scheme」](#)を参照。

また、適格イノベーション・プロジェクトとは、主に Oslo Manual 2018⁴に定義されている以下のイノベーション活動の一つ以上を伴うプロジェクトを指し、パートナー機関が適格イノベーション・プロジェクトとしてプロジェクトを認証する。

- a) 研究および実験的開発活動
- b) エンジニアリング、デザイン、その他の創造的活動
- c) 知的財産関連活動
- d) ソフトウェア開発およびデータベース活動

なお、所得控除の対象となる適格イノベーション費用は、パートナー機関が適格イノベーション・プロジェクトに関連して請求する支出額（パートナー機関との共同以外で発生した支出は対象外）から、事業者が適格イノベーション・プロジェクトに関して受領した政府補助金や助成金を控除した残額に基づいて計算される。

従前（YA2024 より前）	EIS 導入後（YA2024～YA2028）
・ 所得税法上の研究開発の定義に該当しない場合は、所得控除不可	・ 適格イノベーション費用の 400%所得控除（5 万 S ドル上限）

4. 参考

IRAS 問い合わせ窓口：電話番号 1800 356 8622

IRAS [e-Tax Guide Enterprise Innovation Scheme](#)

⁴ Oslo Manual 2018 については、<https://www.oecd.org/science/oslo-manual-2018-9789264304604-en.htm> を参照。